

一般廃棄物処理施設維持管理状況報告書(ごみ処理施設)

( 年度分)  
年 月 日

久留米市長 宛て

住 所  
氏 名

久留米市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第36条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設(ごみ処理施設)の維持管理状況について、次のとおり報告します。

施設名	処理方式	集塵方式	処理能力 t/日	ガス冷却法
通風方式	施設所在地	技術管理者職氏名		

項目		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年度合計 (t/年等)
ごみ投入量 (t/日)	最大														
	最小														
	平均														
ごみ投入日数 (日)	最大														
	最小														
	平均														
補助燃料使用量 (ℓ/日)	最大														
	最小														
	平均														
焼却実働時間 (h/日)	最大														
	最小														
	平均														
薬剤使用量 (kg/日)	最大														
	最小														
	平均														
焼却灰	発生量 (ℓ/日)	最大													
		最小													
		平均													
	熱しやく減量 (%)	最大													
		最小													
		平均													
燃烧室出口温度 (日平均℃)	最大														
	最小														
	平均														
燃烧室出口酸素濃度 (日平均%)	最大														
	最小														
	平均														
集じん器流入 燃烧ガス温度 (℃)	最大														
	最小														
	平均														
放流水水質	測定月日														
	pH														
	BOD(mg/ℓ)														
	COD(mg/ℓ)														
	SS(mg/ℓ)														
	大腸菌群数(個/cm <sup>3</sup> )														

備考 1 ごみ投入量の「平均」欄は、月間投入量を投入日数で除した数値を記載し、「年度合計」に年間総ごみ投入量を記載すること。  
2 検査項目又は検査回数を追加した場合は、適宜追記すること。

施設名

(1) ごみ質

		第1回	第2回	第3回	第4回
測定年月日					
天候					
気温(°C)					
ごみの種類組成(%)	紙、布類				
	ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類				
	木、竹、わら類				
	ちゅう芥類				
	不燃物類				
その他					
単位容積重量(kg/m <sup>3</sup> )					
ごみの3成分(%)	水分				
	灰分				
	可燃分				
低位発熱量(計算値)Kcal/kg					
低位発熱量(実績値)Kcal/kg					

(2) 放流水の水質(有害物質等)

測定年月日	
カドミウム及びその化合物(mg/l)	
鉛及びその化合物(mg/l)	
シアン化合物(mg/l)	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物(mg/l)	
砒素及びその化合物(mg/l)	
ダイオキシン類(pg/l)	

(3) 排ガス濃度等

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	備考
測定年月日							
排出ガス量(Nm <sup>3</sup> /h)							
酸素濃度(%)							
一酸化炭素濃度(ppm)							
硫黄酸化物(Nm <sup>3</sup> /h)							
ばいじん(g/Nm <sup>3</sup> )							
塩化水素(mg/Nm <sup>3</sup> )							
窒素酸化物(ppm)							
ダイオキシン類(ng/Nm <sup>3</sup> )							

(4) ばいじん、焼却灰中のダイオキシン類含有量

測定年月日							備考
ばいじん(ng/g)							
焼却灰(ng/g)							
混合灰(ng/g)							

(5) 資源化回収量

	回収方法 (処理前選別、事前選別等)	回収量 (t/年)	売却量 (t/年)
鉄類			
アルミ類			
びん類、ガラス類			
紙類			
布類			
プラスチック類			
その他			

- 備考 1 ダイオキシン類は、毒性等量(TEQ)で記載すること。  
2 検査項目又は検査回数を追加した場合は、適宜追加すること。





















